

農地転用には許可が必要です

農地転用とは
農地を宅地、工場用地、道路、資材置場などの用途に転換することです。

一時的な農地転用
農地を一時的な資材置場、作業員仮宿舍、砂利採取場などにする場合も農地転用になります。

農地を転用するには
農用地区域外の農地の転用は、市街地への近接度合い、農地転用の確実性などによって審査が行われます。

農用地区域内の農地は、原則として農地転用が認められていません。農地を転用するためには、農用地区域からの除外手続きをし、転用申請を行う必要があります。

市街化区域内の農地は、農業委員会へ届出をすれば転用することができます。

無断転用には厳しい措置
無断転用者には、県が工事等を中止させ、元の農地に復元させることができます。これに従わない場合は、罰則の適用もあります。

☎農業委員会事務局
☎21-1433 ☎23-7700

有害鳥獣の被害にあったら

アライグマやハクビシンなどの有害鳥獣による被害の相談が数多く寄せられています。農作物を食べ荒らされている、天井から足音がする又は天井にシミができるなどで困っている人は、ご相談ください。市職員が現地の調査等に伺います。

また、アライグマやハクビシンは凶暴で鋭い歯や爪を持っています。狂犬病等の病原菌を持っている可能性もありますので、近づかないでください。※わなの設置や捕獲には許可や免許などが必要です。

☎【農業被害】農政課
☎21-1400 ☎23-7700
【家屋被害】環境政策課
☎63-5006 ☎23-7700



ハクビシン(白鼻ぶ)
特徴：鼻に白い筋がある

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

さいたま地方法務局と県人権擁護委員連合会は、子どもをめぐる様々な人権問題へ取り組むため、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、通常の受付時間を延長する等し、一人でも多くの子どもたちから相談を受け付けます。

☎8月26日(金)～9月1日(木)
午前8時30分～午後7時(8月27日(土)・28日(日)は午前10時～午後5時)
相談電話 ☎0120-007-110
☎さいたま地方法務局人権擁護課
☎048-859-3507

シラコバト基金への寄附のお願い

県では、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、シラコバト基金を設置しています。集まった寄附は、NPO法人等が行う地域福祉活動、ボランティア活動及び障害のある人の生活をサポートする事業への支援に役立っています。シラコバト基金への寄附にご協力をお願いします。

☎県福祉政策課
☎048-830-3223
☎21-1455 ☎24-6066 県HP

浄化槽の法定検査の受検

浄化槽をお使いの人は年1回の法定検査を受検することが法律で義務付けられています。

法定検査は、浄化槽の清掃や保守点検が定期的に行われ、浄化機能が十分に発揮されているかを水質等により確認する検査です。

浄化槽を使用していて法定検査を受検していない人は、指定検査機関に連絡し、検査の手続きをしてください。

手数料 5,000円(10人槽以下の浄化槽の場合)
☎・☎(一社)埼玉県環境検査研究協会
☎048-778-8700

家庭粗大ごみの処分方法

家庭粗大ごみを処分する際には、クリーンセンター(可燃物)又は西本宿不燃物等埋立地(不燃物)に直接持ち込む方法と有料戸別収集があります。

有料戸別収集は、廃棄物対策課又は各市民活動センター窓口での事前申請が必要です。1回の申請で申込みできるのは5点までです。

毎月2回とりまとめ、20日前後と翌月上旬の指定日に自宅まで収集に伺いますので、1階の屋外に出しておいてください。

なお、エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機、衣類乾燥機など収集できないものもありますのでご注意ください。

☎廃棄物対策課
☎21-1401 ☎23-7700
クリーンセンター
☎34-5550 ☎34-5125 市HP



ハチやヘビに注意してください

ハチ
近づいたり、刺激したりしないようにしましょう。ハチの巣の駆除は刺される危険がありますので、専門の業者に依頼してください。

ヘビ
マムシ・ヤマカガシなどの毒ヘビを発見した場合は絶対に近づいたり、刺激したりしないでください。危害を加えなければ、まず襲ってくることはありません。もし、毒ヘビにかまれたら、慌てず、速やかに119番通報し、医療機関を受診してください。

※市ではハチやヘビの駆除はしていません。ハチの駆除の事業者情報は、市HPをご確認ください。

☎環境政策課
☎63-5006 ☎23-7700 市HP



道路に枝や雑草類、看板などがはみ出していませんか

歩行者や車両の安全確保のため、土地所有者(管理者)は道路に出ている枝の伐採や雑草類の除草をお願いします。

また、営業活動等による、看板の設置や商品等の陳列場所に道路・歩道を使わないようお願いします。

☎建設管理課 ☎21-1420 ☎25-2760

家電リサイクル法対象品の処分方法

エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機、衣類乾燥機などは、家電リサイクル法対象品になるため、市では引き取れません。

処分方法
・購入した店又は買い替える予定であればその店に依頼する。
・一般廃棄物収集運搬許可業者(家電)に依頼する。

・家電リサイクル券を郵便局で購入し、指定引取場所へ直接持ち込む。
※許可業者・指定引取場所は、市HPに掲載しています。

※詳細は家電製品協会家電リサイクル券センター(☎0120-31-9640)にお問い合わせいただくか、HPをご確認ください。

※業務用は対象外です。



☎廃棄物対策課
☎21-1401 ☎23-7700
クリーンセンター
☎34-5550 ☎34-5125

市政情報

8月の納税

☐市県民税(第2期)・国民健康保険税(第2期)

納期限は8月31日(水)です。口座振替の場合も、8月31日(水)が振替日になりますので、ご利用の人は前日までに残高をご確認ください。

☐夜間納税相談窓口
日中來庁できない人のための納税相談を行いますのでご利用ください。また、納付も受け付けます。

☎8月30日(火)、9月30日(金)午後5時15分～7時
☎場・☎収税課 ☎21-1409 ☎23-2238

空き地の除草をお願いします

空き地に雑草が生い茂ると、害虫の発生や火災の原因となり、防犯上も好ましくありません。また、そのまま放置すると隣接地の人にも大変迷惑がかかります。

空き地の所有者(管理者)は、年2回以上除草を行う等、適切な管理をしましょう。

☎環境政策課
☎63-5006 ☎23-7700 市HP



駅周辺は路上喫煙等禁止

東松山のまちをみんなで美しくする条例に基づき、東松山駅及び高坂駅周辺の指定区域内での路上喫煙及び空き缶等のポイ捨てを禁止しています。これらの行為を行った場合、指導・勧告を行い、改善されない場合は2,000円の過料を科す場合があります。受動喫煙防止及び環境美化推進にご協力ください。



環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域の範囲

☎環境政策課 ☎63-5006 ☎23-7700

